

## 災害時における要配慮者支援に関する協定書

新潟県（以下「甲」という。）と社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における要配慮者支援に関して次のとおり協定を締結し、乙は、この協定において、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を構成する団体（以下「構成団体」という。）を代表する。

### （目的）

第1条 この協定は、協議会が設置する災害福祉支援チーム（以下「チーム」という。）の派遣及び甲の要請を受けて構成団体が行う災害時における派遣支援に関して必要な事項を定める。

### （チームの派遣要請等）

第2条 甲は、避難所、福祉避難所、その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に対する支援活動を行う必要があるときは、乙に対してチームの派遣を要請することができる。

- 2 前項の派遣要請は、原則として、被災市町村からの支援要請を受けて行うものとする。
- 3 乙は、甲から派遣要請を受けたときは、速やかに派遣の可否を決定する。

### （チームの活動内容）

第3条 チームは、被災地域又は避難所等において、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 先遣活動 被災情報の把握・報告、被災市町村への福祉的助言などの活動
- (2) アセスメント型支援活動 福祉ニーズの把握、スクリーニングの実施、相談への対応、応急的ケアの実施、福祉的課題への対応などの活動
- (3) サービス型支援活動 マンパワーの供給による直接的サービスを中心とした支援などの活動

### （構成団体による派遣支援協力）

第4条 チーム派遣による支援の要請のほか、被災市町村等から甲に対して派遣支援の要請があったときは、甲は、乙を通じて構成団体に派遣支援の協力を要請することができる。

- 2 前項の協力要請を受けた構成団体は、要請に対して可能な限り協力するものとする。
- 3 派遣支援を行う場合の構成団体との調整等は、甲が乙と連携して行うものとする。

### （派遣等に要する費用）

第5条 甲の要請に基づくチームの派遣及び構成団体の派遣支援に要する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用（以下単に「支弁対象費用」という。）については、同法の定めるところにより甲が負担する。

- 2 前項の支弁対象費用以外の費用及びチームの運営、管理等に係る費用の負担については、別に定める。

### （その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

以上のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成 29年 9月 12日

新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事

米山 隆一

新潟市中央区上所2丁目2番2号

乙 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

代表者 会長

内希六